様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年7月30日

# 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

| | | | |
|---|---|---|---|
| プロジェクト名 | | | |
| 上士幌町有林間伐促進プロジェクト<br>(次世代に引き継ぐ豊かな森林づくりプロジェクト) | | | |
| 【依頼者】 プロジェクト代表事業者 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 上士幌町(カミシホロチョウ) | | 印 |
| 住所 | 北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地 | | |
| 代表者氏名 | 竹 中 貢 | 代表者役職 | 上士幌町長 |
| 担当者氏名 | 平 田 佳 伸 | 担当者<br>所属部署・役職 | 農林課林産担当<br>主査 |
| 担当者 E-mail | hirata-yoshinobu@town.<br>kamishihoro.hokkaido.jp | 担当者電話番号 | 01564-2-2111 |
| プロジェクト事業者・プロジェクト参加者 | | | |
| プロジェクト事業者名 | プロジェクト代表者と同じです。 | | |
| プロジェクト参加者名 | 該当なし | | |
| オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 上士幌町(カミシホロチョウ) | | |
| 妥当性確認・検証機関 | | | |
| 妥当性確認機関名 | 株式会社JACO CDM | | |
| 検証機関名 | 株式会社JACO CDM | | |

| プロジェクト情報 | |
|---|---|
| プロジェクト登録番号<br>（4 ケタ） | 0054 |
| プロジェクト登録日 | 平成 22 年 12 月 22 日 |
| プロジェクト概要[1] | （具体的な内容を簡潔に記載すること。）<br>【プロジェクトの目的・内容】<br>本プロジェクトは、町有林の森林施業計画 2 団地を対象に、カラマツ及びグイマツ雑種 F1 の人口林 115.36ha の間伐を実施することで、森林を健全な状態に保ち、森林の公益的機能の維持・増進、低炭素社会への貢献、豊かな自然環境の保全、地域林業の活性化に取り組みます。<br>【適格性基準との整合性】<br>条件 1：プロジェクト実施地は、全て森林法第 5 条に定める森林であり、地域森林計画の対象森林である。<br>条件 2：プロジェクト実施地の森林施業計画において、転用及び主伐は計画されていない。<br>条件 3：プロジェクト森林施業計画の認定を受けている。<br>【法令遵守状況】<br>森林・林業基本法（第 9 条）、森林法（第 5 条、第 11 条）を遵守している。<br>【採用技術】<br>GPS 受信機(Trimble Pathfinder Pro XT)<br>ハンドヘルドコンピュータ(Trimble GPS Pathfinder SB)<br>外部アンテナ(Hurricane Antenna Kit)<br>レーザー測量機器(LT 社 Tru Pulse 360B)<br>超音波樹高測定器（ハグロフ社 VERTEX Ⅳ）<br>輪尺（メーカー不明）<br>【モニタリング方法】<br>活動量：GPS 受信機（Trimble Pathfinder Pro XT）を用いて、間伐を実施した林小班の周囲の座標値を計測する。得られた座標値に基づき、対象森林の面積を算出する。急斜面等の遮蔽物によりGPS衛星の電波を安定的に受信できない測点は、レーザー測量機器（Tru Pulse 360B）を併用する。<br>幹材積成長量：北海道森林調査簿（附録）第 6 号第12テーブル№.01 を適用する。<br>拡大係数：京都議定書第 3 条 3 及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書に基づき決定する。 |

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

| | |
|---|---|
| | 容積密度：京都議定書第 3 条 3 及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書に基づき決定する。<br>地下部率：京都議定書第 3 条 3 及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書に基づき決定する。<br>地位：モニタリング方法ガイドラインに沿って、対象森林の平均的な林相、地形の箇所にプロットを設定し、北海道森林調査簿（附録第6号）地位別樹高管理図テーブル№1 に基づき、地位を特定する。<br>【GHG 算定式の方法論への準拠性】<br>方法論 R001Ver.4.1（森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト））に準拠している。<br>【モニタリング体制】<br>内部監査員　企画財政課長<br>吸収量算定責任者　上士幌町長<br>吸収量算定確認者1　農林課長<br>吸収量算定確認者2　企画担当主査<br>吸収量算定担当者　林産担当主査<br>モニタリング実施者　農林課林産担当<br>教育訓練の実施　農林課<br>【QA / QC 体制】<br>教育訓練：モニタリング実施前に関係者参集のうえ、モニタリング体制、手順、吸収量の算定方法について研修を行いました。<br>情報の保管：印刷物等は紙ベースで保管し、電子データについては役場 PC のハードディスクに保管、役場サーバーにバックアップしています。<br>データの確認：収集データの確認、調査野帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の確認を行いました。信頼性を高めるため、2 名による確認を行いました。<br>内部監査：モニタリング方法ガイドラインに沿ってモニタリングが適切に行われているか内部監査を行いました。また、監査の記録を作成し、適切に保管しています。<br>測定機器の維持・管理：正確な純吸収量のモニタリングを行うため、モニタリング実施前に取扱説明書によるキャリブレーションを行いました。また、屋内の適切な場所に機器を保管しています。<br>（その他特筆すべき事項）<br>該当なし |
| モニタリング結果概要[2] | ☒ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。<br>☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。<br>☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 |

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （その他特筆すべき事項）<br>該当なし | | | | | | |
| 適用モニタリング方法ガイドライン | オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン<br>（森林管理プロジェクト用） ver.4．3 | | | | | | |
| 適用方法論 | 方法論番号 | R001 ver．6．3 | | | | | |
| | 方法論名称 | 森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト） | | | | | |
| **モニタリング結果** | | | | | | | |
| モニタリング期間 | 2011 年11月 1日～ 2013年 3月31日 | | | | | | |
| ＜方法論R001・R002・R003のみ＞<br>モニタリング対象面積 | 99．27 | | | | | | |
| 排出削減・吸収量 | 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 合計 |
| | t-CO2 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 249.02 | 554.58 | 803.60 |
| 認証依頼削減・吸収量 | 803 t-CO2[3] | | | | | | |

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

| ダブルカウントの防止の措置 | |
|---|---|
| ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者 | 【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】<br><br>事業者名：　上士幌町 |
| ダブルカウントの防止措置内容 | 以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。<br>（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）<br><br>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】<br>☑　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。<br><br>□　以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています<br><br>類似制度名：<br><br>□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。<br><br>□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。<br><br>□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。<br><br>理由：<br><br>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】<br>□　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。<br><br>☑　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。<br><br>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。 |

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☐ ホームページ

ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ その他

具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

| ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要） | | | |
|---|---|---|---|
| 事業者名 | プロジェクト事業者と同じです。 | | 印 |
| 住所 | | | |
| 代表者氏名 | | 代表者役職 | |
| 担当者氏名 | | 担当者<br>所属部署・役職 | |
| 担当者 E-mail | | 担当者電話番号 | |
| 備考欄 | | | |
| | | | |

以　上